

平成29年度
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会
事業計画書

平成29年度事業計画

○ 趣旨

急速な少子・高齢化、核家族化の進行に、真正面から立ち向かうため、国においては、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」という新たな3本の矢を打ち出し、女性も男性も、お年寄りも若者も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である一億総活躍社会の実現に向けて取り組んでいます。

厚生労働省では、これを受けて、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を立ち上げて、施策を進めています。

そして、熊本地震をはじめ、幾度とない自然災害が発生するたびに、この教訓から「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいくための仕組みづくりや、複雑化する生活福祉の課題に対し、対象者ごとの福祉サービスを、「タテワリ」から「丸ごと」へと変換していくことを求めています。

宮若市においては、人口の減少と少子高齢化、核家族化がさらに進み、市全体が高齢化していく中で、定住促進と福祉の充実に取り組んではいますが、公的な施策だけでは限界があり、地域福祉計画を作成して、市民と一体になった取り組みを進めています。

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会では、住民参画を進めるため、ボランティアの育成・支援、地域福祉会の組織化、サロン活動の推進、障がいを抱えた皆さんの社会参加の促進、子育て世帯の支援など取り組みを広げています。また、市から受託している学童保育、介護予防事業、社会福祉センターの運営にも力を注ぎ、住民の福祉向上のため積極的に取り組んでいます。

今、社会は大きく変容しています。そして、貧困や孤立・閉じこもり、高齢者や子どもたちへの虐待、障がいを抱えた皆さんに対する差別解消と権利の尊重など新たな数多くの福祉課題が存在し、あらゆる面で地域の取り組みと公的施策が一体となった福祉の充実が求められており、そのための取り組みが必要になっています。

これまでの住民参加の取り組みを基盤に、行政、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体等との連携・協働を生かし、皆さんが抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化しながら、その解決や予防に向けて、社会福祉協議会だからこそできるより効果のある事業を実施し、しあわせなまちづくりに努めます。

(1) 地域福祉の推進

○ 現状と課題

少子・高齢化、格差社会の進行と貧困問題など、社会が大きく変容している中、制度の対象とならない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りになってきています。

そこで、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行い、複合的な課題や世帯の課題など地域課題を住民が主体的に把握し、解決を試みることができる体制を構築するための取り組みが望まれています。

社会福祉協議会では、これまでセミナー、ゼミナール、座談会等を通して、地域の課題に対する主体的な取り組みを働きかけてきました。現在、66の自治会で福祉委員が設置され、21自治会で福祉会を組織し、要援護者の調査や支援員の配置、ネットワーク体制の構築など取り組みが進んでいます。

今年度も引き続き研修会や座談会などにより、地域住民の認識と理解を深め、地域の課題を我が事ととらえて、関係機関とともに、丸ごと受け止めて行けるような仕組みづくりをし、現実的な課題に即した取り組みを進めて行く必要があります。

○ 事業趣旨

住民参画による主体的な取り組みを進めるため、研修会や座談会を通して、理解と認識を深めていただき、地域の課題を我が事として受け止め、関係機関との協働により丸ごと解決できるような仕組みづくりに取り組み、地域の福祉力を高める。

また、すでに活動を始めている地域においては、要援護者台帳の整理や福祉マップづくりなど具体的な活動を提案して、それを支援することで、住民一人ひとりにスポットを当てたきめ細かな活動により、地域全体を優しく包み込むネットワークづくりに向けて取り組む。

○ 事業

福祉座談会の開催	地域の福祉課題を認識し、主体的な取り組みの必要性について理解を深めていただくために、校区や自治会での座談会を開催する。 また、取り組みを始めたところについては、活動が軌道に乗るまで、引き続き地域に出向き、より効果的な活動ができるよう支援する。
福祉会、福祉委員の設置推進 研修会の開催	地域の見守りネットワークの構築や相互支援、サロン活動など新たな絆作りを進めるために、福祉委員の設置や福祉会の組織化を進めていく。 また、すでに取り組んでいる地域においては、活動の自己点検や他の地域の事例を学ぶ機会を設け、活動の質を高めていく。
地域歳末・年始事業の推進	歳末たすけあい募金を財源として、地域で行われる年末・年始の助け合い活動を推進し、地域の絆づくりを進める。

(2) ボランティア活動の推進

○ 現状と課題

相次ぐ自然災害において、現地に災害ボランティアセンターが開設され、全国各地から、ボランティアが駆け付け、活発な復興支援活動がなされています。宮若市からもボランティア連絡協議会をはじめ多くの方が支援活動を行いました。

また、地域包括ケアや介護予防日常生活総合支援事業においても、支え手としての住民活動が期待され、地域包括支援センターにおいて、高齢者のボランティア活動にポイントを付与する「介護支援ボランティア事業」などの取り組みがなされており、ボランティア活動は、施策の一つとして重要な役割を担っています。

社会福祉協議会においては、昨年、ボランティアコーディネーターを設置し、新たなボランティアの組織化やコーディネートの充実など取り組みを進め、少しずつその成果が表れています。

しかしながら、市内で活動しているすべての個人・グループを把握できているとは言えず、これから活動をしたいという人の把握も、市民活動を広げていくには重要になってきます。また、既存ボランティアの高齢化やそれに伴う交通手段の確保、企業等との連携など課題を抱えています。

今後もこれらの課題に取り組みながら、さらに新たなボランティアグループの結成やボランティアをしたいという人の登録を推進し、活動の場の提供も図りながら、「ボランティアなら社会福祉協議会のボランティア活動センター」といった窓口の一本化の取り組みが必要です。

○ 事業趣旨

市内のボランティア活動に携わっている個人・団体、これからボランティアをしたいという人たちのボランティアセンターへの登録を進め、皆さんのおもいが形として伝わるようなコーディネートを行い、社会貢献と自分創造の場を広げる。

また、活動の担い手がいない部分においては、講座や勉強会を開催したり、広報・ホームページ、フェイスブック等で広く市民に参加を呼びかけ、地域のニーズに即した活動が展開できるような仕組みづくりに取り組むとともに、地域の福祉活動の一環として、ちょっとした援助ができるような地域限定のボランティアの組織化を呼びかけ、既存の制度と合わせて住民主体による活動による支援の輪を広げる。

○ 事業

ボランティア コーディネートの充実	ボランティアをしたいという思いや、ボランティアに来てほしいという要望など、幅広く情報を収集し、より多くの活動メニューや活動の場を設け、コーディネートすることにより、互いに支え合うまちづくりを進める。
ボランティア入門講座、 スキルアップ講座の開催	ボランティア活動のきっかけづくりとして、入門講座を開催し、地域の福祉課題に対応したボランティアを育成する。 また、既存のボランティアを対象として、意識と活動の質を高めるためにスキルアップ講座を行う。
サロンサポーター養成講座の 開催	介護予防の推進役として、サロン等で活躍するボランティアを育成するため、養成講座を開催する。 また、ボランティア団体が主催する介護予防体操を普及するための教室を支援する。

手話サロンの開催	聞こえない皆さんの文化を理解し、交流と社会参加を進めるため、気軽に簡単な会話程度の手話を学ぶ手話サロンを手話の会の協力を得て開催し、地域で活動するボランティアを養成する。
ボランティア活動の支援	市内で活動する団体・個人でまだ登録されていない人や、これからボランティア活動をしたい人のセンターへの登録を進めるとともに、活動を支援する。 また、活動に当たっての課題や問題点などを整理して、その解決に向けて個別に支援しながら活動の活性化と拡充を図る。
ボランティア活動の広報・啓発活動の充実	広報・ホームページ、フェイスブック等で、ボランティア活動の紹介やニーズの掲示を行い、ボランティア活動の充実を図る。
ボランティア保険の加入推進	安心してボランティア活動を行っていただくため保険の加入推進を図る。

(3) 相談機能の充実

○ 現状と課題

少子・高齢化・核家族化の急速な進行や家族形態・働き方の変化など、社会が大きく変容する中、生活福祉の課題は多岐に渡っています。貧困や介護、権利擁護、そして声なき貧困と言われる孤独や孤立、ひきこもり、そして離婚・金銭問題、近隣とのトラブルなど、日常生活において不安を抱いている人も多く、その相談窓口としての社会福祉協議会の役割は、より大きくなっています。

現在、月1回弁護士による無料法律相談の他、生活不安等に対する日常的な相談は、職員が常時受付し対応しています。また、生活福祉資金の貸付、フードバンクの他、判断能力が低下した人に対し自立に向けた支援を行う日常生活自立支援などの事業により、生活の自立に向けて取り組んでいます。

しかしながら、制度を知らない、あるいは相談に行くのをためらうなど、窓口まで来られない潜在的なニーズは多いと考えられ、そのような方にどう対応していくのかという課題もあります。

また、相談後のフォローについても、社協の行う事業だけで生活課題のすべてに対応することは困難であり、行政や専門機関、地域との連携が不可欠になっています。

○ 事業趣旨

市民の皆さんの生活福祉の課題について、各種の福祉制度・施策や他の機関の窓口などを整理し、相談者に寄り添いながら柔軟な対応により解決に向けて取り組んでいく。また、潜在的なニーズについては、民生委員・福祉委員等地域の関係者に協力を求め、地域のネットワークを生かして「社協に相談すれば何らかの糸口が見つかる」というような、気軽に相談できる場所としての周知を図る。

相談内容によっては、対応する施策が無いあるいは合わない場合など、解決の糸口が見つからないような困難な課題に対し、サービスの検討や既存の施策の柔軟な対応について市・関係機関と協議し、その後のフォローも含めて連携しながら継続して支援を行い、生活の自立に向けて取り組む。

○ 事業

心配ごと相談・弁護士無料法律相談の実施	月1回弁護士による無料法律相談を実施する。 また、住民の皆さんの生活不安に対する総合相談を常時受け付け、関係機関と連携し解決に向けて取り組む。
生活福祉資金貸付事業の受付	県社協から事務委託を受けている生活福祉資金貸付事業について、利用者の意向を聞き的確な受付と申請手続きを支援し、関係機関と連携しながら自立に向けての相談・援助をする。
日常生活自立支援事業の実施	県の基幹社協から委嘱を受け実施している日常生活自立支援事業について、関係機関の協力を得ながら実施する。
フードバンクの開設	商店・事業所・ボランティア等から食糧品を寄贈していただき今日・明日の食べるものにも窮している世帯へ配布するフードバンクを開設し、市の生活困窮者支援窓口と連携して、生活の安全を確保する。

(4) 高齢者の支援

○ 現状と課題

高齢化・長寿化がさらに加速し、高齢者対策は、国にとって重要な課題なっています。特に団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、医療・介護・予防・生活支援・住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策と位置づけられ、介護予防日常生活支援総合事業や新オレンジプランなどの取り組みが進められています。

宮若市においては、これらの施策に沿って、介護予防事業や担い手の養成と新たな資源開発に取り組む生活支援コーディネーターの配置、認知症ケアパス、高齢者が担い手になることで介護予防を進めるボランティアポイント制度などの新たな事業を展開しています。社会福祉協議会においても、介護予防を目的としたいいきいきサロンや、見守りネットワークの構築などを自治会に呼びかけ、その取り組みが少しずつ広がっています。また、閉じこもりを防ぎ、社会参加のきっかけづくりとするふれあい交流会の開催や、老人クラブの活動を支援しています。

しかしながら、地域の高齢化が進むにつれて、孤立や孤独に対する取り組み、買い物や医療機関への交通機関の確保、認知症への対策など課題も多く、取り組みが急がれています。

今後も市・自治会・関係機関と連携して、市民に理解を求めながら、これらの施策に沿って、積極的に取り組みを呼びかけ、協働して進めていく必要があります。

○ 事業趣旨

高齢になっても、住み慣れた地域で心身ともに健やかに暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、生きがいと介護予防を目的として自治会主催によるいきいきサロンを広める。また、支援を必要としている人を早期に発見し孤立を防止するための取り組みとして、ボランティアによるふれあい電話、地域福祉会によるネットワーク活動、老人クラブによるふれあい訪問員活動など、地域の相互支援の輪を広げ、行政や関係機関と連携しながら、高齢者が抱える課題に対して、柔軟な対応ができるようなやさしいまちづくりを進める。

○ 事業

サロン活動の推進	<p>高齢者の閉じこもり防止と介護予防を進めるため、自治会単位の高齢者サロン活動を推進する。</p> <p>また、サロンのマンネリ化を防ぐため、サロン関係者の研修会などを開催し、活性化していくとともに、他の自治会へも開催を呼びかけていく。</p>
ふれあい交流会の開催	<p>高齢者の引きこもりを防ぎ、介護予防と社会参加を進めるため、ふれあい交流会を開催する。</p>
ふれあい電話の実施	<p>一人暮らしの高齢者宅に電話による訪問を行い、話し相手をする事で安否確認を行う。</p> <p>また、ボランティアによるお誕生日カードや年賀状の送付など利用者との交流を図りながら、ニーズにあったサービスを展開していく。</p>
老人クラブ連合会の支援、連携	<p>老人クラブ連合会の事務支援を行い、高齢者の社会参加を推進する。</p> <p>また、老人クラブが実施する高齢者相互支援推進事業と連携しながら、関係機関と協力して見守りネットワークを広げるとともに、高齢者相互の助け合い活動を推進する。</p>

(5) 障がいを抱えている人への支援

○ 現状と課題

昨年4月、障がい者基本法に沿って、障がい者差別解消法の制定、障がい者雇用促進法が改正され、障がいを理由にしたあらゆる差別を禁止し、雇用分野も含めすべてに合理的配慮が求められています。そして国民に対して、障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないと規定しています。

宮若市においては、障がい者福祉計画を策定し取り組みを進めるとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に従って、職員対応要領並びに留意事項を定め、合理的配慮に資した適切な対応に努めています。

社会福祉協議会では、福祉車両の貸出や交流の場として「障がい者サロン」の開催、障がい者団体に委託しての「アンテナショップ 共に」の開設、また各団体においても作業所の運営や研修会の開催など社会参加と交流、理解を広げる活動を進めています。

しかしながら、障がいを抱える皆さんとその家族は、まだまだ多くの課題と不安を抱えており、共生社会の実現には至っていません。

今後、法の目的である障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、取り組みを進めていくことが求められています。

○ 事業趣旨

障がいの有無に関わりなく、互いの人格と権利を尊重し合うまちづくりを進めるため、障がいを抱える皆さんの社会参加を支援する事業を展開するとともに、広く市民に障がいについての理解と認識を深めていただくための学習の機会や交流事業を開催する

また、障がいを抱えた皆さんのニーズを探り、関係機関・団体と協力して、そのニーズに適した事業展開をすることで、障がいを抱える人の社会参加を進めたい。

○ 事業

移送支援事業	リフトカーなど福祉自動車を活用し、市民に貸出をすることで、外出支援をする。 また、運転ボランティアの登録を進め、障がいを抱えた皆さんが気軽に外出できるような事業展開を行う。
障がい者サロンの開催	障がいを抱えた皆さんが気軽に参加でき、交流できる場として、ボランティア等の支援により社会福祉センターで定期的に障がい者サロンを開催する。
ふれあいの集いの開催	障がい者週間(12月3日～9日)の啓発行事として障がいの有無に関わることなく相互の交流と理解を広げるため、講演と展示等を主とした「ふれあいのつどい」を開催する。
障がい者団体への支援と連携	障がいを抱えている人のニーズにあった事業展開を進めるため、団体の活動を支援し、連携して、雇用創出の場の提供など、社会参加を進める。

(6) 子育ての支援

○ 現状と課題

新たな3本の矢の一つとして「夢をつむぐ子育て支援」を掲げ、子育て支援は、重要な政策として位置づけられています。そして、保育所待機児童の解消や学童保育の充実、地域の子育て支援拠点の設置など、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じることができる取り組みが進められています。また、児童相談所の機能強化や養育相談、学び直しの機会の提供、学習支援など、虐待や貧困の連鎖を防ぐための施策が取り組まれています。

しかしながら、保育園に入れないために働けない人の課題や、虐待・育児放棄、貧困からくる子どもたちの食生活や学習環境など課題も多く、それに対する取り組みが望まれています。

宮若市においては、これらの課題に対し、幼保一元化による受け入れ態勢の整備や家庭児童相談室の設置、乳児全戸訪問など取り組みを進めています。また、生活困窮者の自立相談や子育て支援センターの設置、社会福祉協議会においても、チャイルドシートの貸出事業やフードバンクの設置、子育て交流会、リユース事業などにより支援を行っています。

市から受託している学童保育については、若宮地区・笠松地区の小学校の統合や各学童の希望者の増加により学童保育所の増設が必要となっています。また、子ども子育て新制度で学童保育所の設備運営の基準並びに指針が示されたことにより、これに沿った運営が必要ですが、指導員の確保と環境整備において、苦慮している現状があります。

○ 事業趣旨

孤立や育児でのストレスを解消し、気軽に相談し合える関係づくりをめざして、子育て中の家族の交流を広げる事業に取り組む。また、省資源化のためのリサイクルを進めていくためのリユースセンターの設置やチャイルドシートの貸出などにより、子育て世代の負担を軽減する事業を実施する。

そして、地域のネットワークを生かして、子どもたちの貧困や虐待、支援を必要とする世帯を早期に発見し支援していくために、福祉関係者との協働により、地域での支援体制を進める。

学童保育については、運営基準並びに運営指針に沿った取り組みについて市と協議していくとともに、保護者と連携しながら協力体制を強化し、指導員の研修を充実させ、保育全体の向上を図り、よりよい学童保育の運営に努める。

○ 事業

子育てサロンの設置推進、交流会の開催	子育ての仲間づくりを進めるため、親子で交流するイベントの開催等、関係団体の協力を得ながら、取り組みを進める。
子育てサークルの支援	各グループの活動状況を把握し、必要な支援を行うとともに、単体では出来ない活動については、連絡会で行い、その活動を支援する。
子育て用品リユース事業の実施	子育て用品について、必要がなくなった人が必要な人に譲るリユース事業を実施し、省資源化と経済的負担の軽減を図る。
チャイルドシート貸出事業の実施	乳幼児の安全と子育て世帯の負担軽減を図るためチャイルドシートの貸出を実施する。
学童保育所の運営	より適した学童保育を提供するため、指導員の研修体制を充実させるとともに、保護者との協力体制作りを進め、よりよい運営に努める。また、保育環境の向上に向けて、市と協議していく。

(7) 福祉教育の推進

○ 現状と課題

「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する事が明記されています。

このためには、すべての住民が理解し認識を深めて行動に移していくために、年齢とそれぞれのシーンに応じた福祉教育が重要なプロセスになります。

社会福祉協議会では、市民を対象としたゼミナールや地域の福祉関係者を対象としたセミナー、子どもたちのためのボランティアスクールなどを開催し、幅広い年齢層への福祉教育を実施しています。特にセミナーやゼミナールでは年々参加者が増加しており、市民の福祉への意識が少しずつ高まってきています。また、市内の全小・中・高等学校を福祉協力校に指定し、点字や車イス体験、地域の障がいを抱えた方や高齢者をゲストティーチャーに招いての学習など取り組みが進んでいます。

地域共生社会を構築していくためには、多くの福祉の心を育て、地域のきめ細かな取り組みへとつなげて行く事が重要です。今後もより効果的な学習の機会を提供しながら、「だれに・なにを・どのように伝えるのか」を十分吟味し、そして「どのように伝わった」を検証しながら、次の取り組みにつなげていくことが大切です。

○ 事業趣旨

支え合う地域福祉コミュニティを目指して、より身近な課題を取り上げ、関係者の協力によるセミナーを開催する。また、年齢や対象者、活動シーンに適した講座を開催し、理解と認識を深めることにより、市全体の福祉力の向上に努める。

子どもたちについては、教育委員会・学校等とも連携して、子どもの頃から福祉の心を育てるため、学習支援や情報提供、必要な機材の貸出、講師の紹介などにより福祉教育を支援する。そして、各学校間の温度差をなくしていくためには、研修会や情報交換を主とした連絡会等を開催し、質の向上と均一化を図る。

○ 事業

地域福祉ゼミナールの開催	福祉の心を育て、市民の福祉力の向上を目指して、関係団体の協力を得て講座を開催する。
地域福祉セミナーの開催	支え合う福祉コミュニティの構築をめざし、福祉関係者を対象に、身近な課題を取りあげ、それについて学んでいただくためにセミナーを開催する。
ボランティアスクールの開催	夏休み期間中に小学生を対象とし、体験を中心とした講座を開催する。
福祉協力校事業	各学校の福祉への取り組みを支援するため福祉協力校を指定し、その内容についても学校とも協議しながらより充実した福祉学習を行う。 また、連絡会や学習会を行い、取り組みの均一化を目指す。
福祉教育の支援	地域住民への福祉教育を進めるため、自治会や小学校区単位での学習会等を支援する。 また、学校における福祉教育を推進するため、福祉機材の貸出や講師紹介などを行う。

(8) 在宅福祉の支援

○ 現状と課題

介護保険法の改正により、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指し、介護予防・日常生活支援総合事業が今年度から始まります。

社会福祉協議会では、生きがい活動支援通所事業としてあったかクラブ・サロン、食の自立支援事業として配食サービスを受託していますが、総合事業の開始に伴い、あったかサロンについては、介護予防の通所型サービスとして、今年度から順次市内全域へと拡大していくことになっています。また、配食サービスについては、高齢化・単身世帯等の増加により、利用者が増加しており、緊急時の対応や安否の確認等のマニュアルを作成して、市・業者と連携したサービスの充実に取り組んでいます。

その他介護が必要な方への寝具洗濯サービスや一時的に必要な方への車イスの貸し出し、自治会主体による介護予防型いきいきサロン、老人クラブが実施する高齢者の相互支援活動(ふれあい訪問員活動)などにより在宅福祉を支援しています。

今後「我が事丸ごと地域共生社会」の実現に向けては、育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、縦割りの垣根を越えた他機関協働による包括的な相談支援体制の構築と、地域住民の参画と協働により課題解決への取り組みが求められています。そのためには、関係機関や地域の福祉会活動等と協働し、制度の隙間を埋めるような多様なニーズに対応するサービスの開発と提供に取り組む必要があります。

○ 事業趣旨

市からの受託事業の実施や介護予防を目的とした事業を実施し、在宅福祉の充実に努める。また、地域と連携した制度の隙間を埋めるようなサービスの開発・提供をしていくために、地域の関係者に理解と協力を求め、協働しながらより充実したサービスを提供する。

○ 事業

<p>配食サービス事業の実施</p>	<p>市から受託による配食サービスを実施し、食の自立と民生委員等関係機関と連携した安否の確認を図る。サービスの実施については、利用者本位のサービスの実施を心がけると共に、関係機関と情報を共有し、いち早く対応できるようなシステムを構築し、より安心できるサービスを提供していく。</p>
<p>生きがい活動支援通所事業の実施</p>	<p>市から受託し、介護予防と生きがい活動の推進を図るため、通所による「あったかクラブ」、小学校区ごとの「あったかサロン」の運営を行う。なお、あったかサロンについては、介護予防の通所型事業として順次宮田地区へも広げる。また、自治会単位での高齢者サロン活動を普及させるため、指導員を派遣し、その基盤作りなど積極的に支援を行う。</p>
<p>寝具洗濯サービスの実施</p>	<p>介護が必要な方を対象に、寝具の洗濯サービスを実施する。実施方法時期については、十分利用者の意向を踏まえて実施する。</p>
<p>車イスの貸出</p>	<p>一時的に必要な人を対象に、車イスを貸し出す。また、介護保険認定者や身障手帳所持者など他の制度で対応可能な人には、その説明をし、より適した利用ができるよう支援する。</p>

(9) 広報・啓発活動の充実

○ 現状と課題

<p>市民に広く福祉の情報を伝え、理解を広めるには、多種多様な手段により伝えていく必要があります。現在、広報誌「ほっと」の全戸配布、ホームページ・フェイスブックの開設などにより、事業の紹介や募集、各種申請書のダウンロードなど啓発と利便性を図っています。また、老人クラブの「長寿」、子育て連絡会「きらりん」の「Love Mama」など福祉団体においても広報誌を発行し、情報を伝えています。</p> <p>今後は、法改正により、役員・定款・予算決算・事業計画・報告などインターネットを通じての公開が義務化されており、こまめな更新とともに充実させていくことが必要です。</p> <p>ふくしイベントとしては、昨年の熊本地震における街頭募金活動やふるさとまつりで共同募金コーナーの設置など、役員やボランティア団体に協力していただき、募金活動を行っています。しかし、ふくしまつり等の独自イベントについては、福祉団体等から、主体的に関っていくということは困難という意見もあり、今後どのような内容でどのような方法がいいのか引き続いて検討していく必要があります。</p> <p>広報・啓発活動は、市民への情報伝達と啓発、そして住民参加を促すためには、必要不可欠であり、今後も多様な手段と方法により、より充実した取り組みが必要です。</p>

○ 事業趣旨

広報、ホームページ、フェイスブック等により、こまめな更新をしながら、市民の皆さんへ幅広い福祉の情報を伝え、住民参加を促していく。特にホームページでは、法改正によりインターネットを通じた情報公開が求められていることから、内容を見直し、より魅力的で見やすくわかりやすい内容の掲載に努める。

イベントについては、市のイベント等で募金活動も含めた啓発コーナーを設置する。

○ 事業

<p>広報の発行</p>	<p>市民の声や福祉情報、行事のお知らせなど福祉の情報紙として「ほっと」を2ヶ月に1回発行する。</p>
<p>福祉イベントの開催</p>	<p>市のイベント等で、共同募金等の啓発コーナーを設置し、呼びかけていく。独自イベントについては、内容・方法・時期等について、引き続き検討していく。</p>
<p>ホームページ、フェイスブックの開設</p>	<p>行事のお知らせや事業の報告、情報公開など、適時掲載し、情報提供と啓発媒体としてホームページとフェイスブックを開設し、こまめな更新をしながら魅力的な内容で、より多くの人に情報を伝える。</p>

(10) 指定管理者制度による社会福祉センターの運営

○ 現状と課題

社会福祉センターは、古くから所田の湯として親しまれ、市民の憩いの場として多くの方に利用されています。最近では、子育てサロンや手話サロン、障がい者サロンなどの場としての利用や、障がい者団体、ボランティア団体、子育て団体などが、会議や活動の場として利用され、福祉活動の拠点としての利用が多くなっています。

しかしながら、入浴においては、新規の方も増えてはいますが、常連の利用者の高齢化による入院・入所・死亡などにより、全体的には少しずつ減少傾向にあります。

そこで、ステージイベントや季節に合わせた行事をボランティア等の協力により開催をしたり、広報等を通じての宣伝活動など、入館者を増やすための取り組みをしているところです。

また、センターは災害時には福祉避難所に指定されており、社会福祉協議会の事務局もあることから、災害時ボランティアセンター設置訓練など、もしもの時に備えての取り組みが求められています。

今後も、入館者の要望に沿ったイベントなども行いながらより多くの入館者を集めるとともに、福祉団体等の活動拠点として有効利用とともに、皆さんに協力いただきながら、災害時訓練などをしていくことが大切です。

ふくしバスについては、月・水・金曜日に、市内5コースをバス2台で巡回し、公共施設にも停車するようにしていますが、コースによっては、乗車人数が少ないところもあり、今後、より利用しやすい運行方法について検討していく必要があります。

○ 事業趣旨

より多くの人に親しんでいただくため、季節の行事やイベントなども取り入れながら、居心地のよい環境作りに取り組み、利用者数の増加を促していく。また、社会参加の場や福祉活動の拠点として活用するとともに、もしもの時のために、福祉避難所としての機能の点検や災害時ボランティアセンター設置訓練等を行う。
 ふくしバスについては、公共施設への交通機関の利用も含めて、より利用しやすい運行方法について検討し、広報等において周知しながら利用者を増やす。

○ 事業

社会福祉センターの運営・管理	市から指定管理を受け、センターの目的に沿った運営・管理に取り組む。
福祉避難所としての機能点検並びに災害時ボランティアセンター設置訓練の実施	大規模災害等の発生時に、福祉避難所としての機能を最大限に発揮するための取り組みとして、機能の点検や災害時ボランティアセンター設置訓練等を行う。

(11) 役職員の資質向上

○ 現状と課題

相次ぐ大規模災害や社会が刻々と変化していく中、地域福祉を推進する役割を担う社会福祉協議会への期待は、ますます大きくなっています。そしてこれに応えていくためには、役員・職員が幅広い知識を持ち、見識を深め対応することが求められています。
 現在、役職員の先進地視察や県等が開催する研修会に役職員が参加し、災害時の対応や地域福祉の進め方、生活困窮への対応など研鑽を積んでいます。
 今後も、住民の福祉ニーズに応えていくためには、役職員の資質の向上を図り、幅広い対応力を身に付けていく事が必要であり、そのための研修が必要です。

○ 事業趣旨

役員研修を開催し、それを事業に生かしていくことで、福祉のまち作りを進める。また、県等の研修会への参加や、自主研修の開催により、役職員のスキルアップに努める。

○ 事業

役員研修の開催	先進地視察を行い、今後の事業に生かしていく。
県等の研修会への参加	役職員が県等の研修会に参加し、質の向上を図る。
職員研修の開催	定例的な職員研修を開催し、職員の質の向上に努めるとともに、現状に応じた事業展開に向けて協議していく。